

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	24 - 7 (再提案)	提案日	第 3 回 協議会	確認日	第 4 回 協議会
			平成16年10月13日		平成16年11月2日
協議項目	保育所運営			関係項目	
調整方針(案)	<p>保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、園児数の動向を踏まえ、現在ある旧市町村の統廃合計画を進めるとともに、効率的な運営を新市において実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の配置基準については当面、国の基準を基本とする。 ・障害児保育士の配置基準については、国・県の基準どおりとする。 ・給食技師の配置基準については国の基準を基本とする。 ・園児の送迎バスについては、当分の間は現行のまま実施する。 ・保育時間 <ul style="list-style-type: none"> 平 日 早朝 午前7時30分から午前8時30分 通常 午前8時30分から午後4時30分 延長 午後4時30分から午後7時00分 土曜日 早朝 午前7時30分から午前8時30分 通常 午前8時30分から午後0時30分 延長 午後0時30分から午後7時00分 <p>早朝保育、延長保育は地域の実情や入所希望者の状況を考慮した上で、新市発足までに実施保育所を調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保育は、当分の間は現在行っている保育所で実施するが、新市発足後調整する。 ・保育料は、伊那市の階層区分を基準とし、金額は国の80%を目安とし、高遠町及び長谷村の保育所の保育料については最長5年間で段階的に統一していく。 			協議結果	方針案のとおり
関係資料					
別添のとおり。					